議案第５１号

三芳町こども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

三芳町こども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和８年１１月１６日提出

三芳町長　　林　　伊　佐　雄

提案理由

医療費助成システムを利用した受給資格の確認に対応する規定を追加するため、本条例を改正したく、提案するものである。

三芳町こども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

三芳町こども医療費の支給に関する条例（平成１９年三芳町条例第４号）の一部を次のように改正する。

第５条第５項中「を提示し」を「の提示又は規則で定める方法によりこども医療費の受給資格の確認を受け」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１２月１日から施行する。

参考

三芳町こども医療費の支給に関する条例　新旧対照表

改正後	現行
（受給資格の登録等） 第５条　略 ２から４まで　略 ５　受給資格証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、電子資格確認等により各種医療保険の被保険者等であることの確認を受け、受給資格証の提示又は規則で定める方法によりこども医療費の受給資格の確認を受けなければならない。 ６　略	（受給資格の登録等） 第５条　略 ２から４まで　略 ５　受給資格証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、電子資格確認等により各種医療保険の被保険者等であることの確認を受け、受給資格証を提示しなければならない。 ６　略